

5 文庁第 6 3 8 4 号  
令和 6 年 3 月 2 7 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
各大学共同利用機関法人機構長  
出 入 国 在 留 管 理 庁 長 官  
文部科学省関係各独立行政法人の長  
各 関 係 団 体 の 長  
殿

文化庁次長  
合 田 哲 雄

総合教育政策局長  
望 月 禎

認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示の施行について（通知）

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和 5 年法律第 41 号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示（令和 6 年文部科学省告示第 42 号。以下「告示」という。）（別添）が、令和 6 年 3 月 27 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されることとなりました。

告示の概要等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らい下さい。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所管の学校及び学校法人に対して、各国立大学長におかれては附属学校に対して、出入国在留管理庁長官におかれては出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関に対して周知を図るようお願いいたします。

なお、法附則第 6 条の規定により、法の施行と同時に、法の所管が文化庁から文部科学省総合教育政策局に移管されることとなります。

## 記

### 1 告示の概要

法第5条第1項では、認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に、文部科学大臣の定める表示（以下「表示」という。）を付することができるのとされているところ、認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件（令和5年文部科学省告示第163号）の一部を改正し、表示を定めること。

### 2 その他

告示による改正後の認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件（令和5年文部科学省告示第163号）第2条第1号及び第3条第1号に規定する「負担付きであることにやむを得ない事情がある」とについては、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律等の施行について（通知）」（令和5年12月28日通知（5文庁第4519号））第5の2の（1）において、「負担付きでない校地や校舎、又はこれらを取得するための資金を直ちに準備することができず、設置者による借入金により校地や校舎を取得する場合、当該借入れに伴ってこれを保証するため抵当権等の負担が附く場合を指すこと。この場合において、当該借入金の返済計画が実現可能なものであり、かつ、返済により近い将来において校地や校舎が負担付きでなくなるものである必要があること。このため、校地や校舎の取得とは関係のない負担や、関係があったとしても設置者による借入金以外に係る負担は認められないこと」と示したところ。

これは、法第2条第3項第1号のロの（1）において、認定日本語教育機関の設置者には、「日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること」が求められているところ、認定に当たり、校地や校舎の取得資金以外の日本語教育機関の運用資金等について、校地や校舎に抵当権等を附した上で借入金によりこれを確保することは、同号の趣旨に照らして適当ではないことから、新たに認定を受ける際の負担については、借入金により校地や校舎を取得することに伴って附いた抵当権等に限られる旨の考え方を示したものであること。

このため、認定後においては、借入金により校地や校舎を取得することに伴って附いた抵当権等に限らず、教育の質の充実のために一時的に多額の資金が必要となる場合や、自然災害等の緊急事態へ対応する場合等の認定日本語教育機関のためにやむを得ない目的で、当該認定日本語教育機関の設置者がする借入金に伴い、これを保証するために当該認定日本語教育機関の運営に支障のない範囲内において当該認定日本語教育機関の校地や校舎に抵当権等を附すことは可能であること。ただし、上記目的から離れた目的での借入金に係る負担や、当該認定日本語教育機関の設置者以外による借入金に係る負担は認められないことに留意いただきたいこと。

また、令和11年3月31日までの法の経過措置期間においては、いわゆる法務省告示機関等のこれまで認定日本語教育機関に類する方法により運営されてきた日本語教育機関について認定を受ける場合には、上記の考え方に準じ、借入金により校地や校舎を取得することに伴って附いた抵当権等以外の抵当権等が校地や校舎に附いている場合でも、審査の結果、認定が認められる場合があること。

【本件連絡先】

文化庁国語課

Email: [nihongo@mext.go.jp](mailto:nihongo@mext.go.jp)

○文部科学省告示第百六十三号

認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第十二条第二項、第十三条第四項、第十七条第一項並びに第二十五条第二項及び第四項に基づき、認定日本語教育機関に関し必要な事項を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

文部科学大臣 盛山 正仁

（認定日本語教育機関の表示）

第一条 留学のための課程（認定日本語教育機関認定基準（以下「認定基準」という。）第二条第一項に規定する留学のための課程をいう。）を置く認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下同じ。）に係る法第五条第一項の文部科学大臣が定める表示（以下「表示」という。）は、別図第一号のとおりとする。

2 就労のための課程（認定基準第二条第二項に規定する就労のための課程をいう。）を置く認定日本語教

育機関に係る表示は、別図第二号のとおりとする。

3 生活のための課程（認定基準第二条第三項に規定する生活のための課程をいう。）を置く認定日本語教育機関に係る表示は、別図第三号のとおりとする。

4 認定基準第十六条第一項の目的（以下この項において「目的」という。）が異なる二以上の日本語教育課程（法第一条に規定する日本語教育課程をいう。以下同じ。）を置く認定日本語教育機関は、広告等課程（法第五条第一項に規定する広告等をいう。）に、各日本語教育課程の目的にそれぞれ対応する第一項から第三項までに規定する表示を複数付することができる。

（校地を自己所有と同等と認める場合）

第二条 認定基準第十二条第二項の校地が自己所有であり、かつ、負担付きでないものと同等と認められる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 校地が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、負担付きである場合であつて、当該負担付きであることにやむを得ない事情があり、かつ、当該負担が当該設置者の資産状況等からみて当該校地を長期にわたり使用する上で支障がなく、かつ、当該校地を使用して当該認定日本

語教育機関を運営することに支障がないことが確実にあると認められるとき。

- 二 校地（認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであつて法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であつて、認定日本語教育機関の設置者（当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であつて、校舎の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者）が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権及び当該賃借権又は地上権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校地を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実にあると認められるとき。

- 三 校地の面積の半分以上が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校地について、認定日本語教育機関の設置者（当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であつて、校舎の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者）が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上に

わたり使用できる保証のある賃借権又は地上権及び当該賃借権又は地上権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校地を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

四 専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は各種学校（同法第二百二十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この条及び次条において同じ。）の設置者が、当該専修学校又は各種学校について法第二条第一項の認定を受けようとするとき。

五 認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第三項第一号イに掲げるもの又は教育機関（学校教育法第一条に規定する学校、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関をいう。次条第五号において同じ。）を十年以上継続して運営する者である場合であつて、前四号に掲げる場合と同程度に、当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるとき。

（校舎を自己所有と同等と認める場合）

第三条 認定基準第十三条第四項の校舎が自己所有であり、かつ、負担付きでないものと同等と認められる

場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 校舎が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、負担付きである場合であつて、当該負担付きであることにやむを得ない事情があり、かつ、当該負担が当該設置者の資産状況等からみて当該校舎を長期にわたり使用する上で支障がなく、かつ、当該校舎を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

二 校舎（認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであつて法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であつて、認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権及び当該賃借権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校舎を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

三 校舎の床面積の半分以上が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校舎について、認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当

該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権及び当該賃借権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校舎を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

四 専修学校又は各種学校の設置者が、当該専修学校又は各種学校について法第二条第一項の認定を受けようとするとき。

五 認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第三項第一号イに掲げるもの又は教育機関を十年以上継続して運営する者である場合であつて、前四号に掲げる場合と同程度に、当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるとき。

(留学のための課程の修業期間に係る特別の事情)

第四条 認定基準第十七条第一項の特別の事情は、次のいずれにも該当する日本語教育課程を設置する場合とする。

一 一以上の高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を習得させることを



目標とした修業期間一年以上の日本語教育課程を設置する認定日本語教育機関が設置する課程であること。

二 高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を習得させることを目標とする課程であること。

三 生徒が我が国に適正に在留し、学習を継続するために必要な支援を行うための体制が適切であると認められる認定日本語教育機関が設置する課程であること。

#### (授業の方法)

第五条 認定基準第二十五条第二項の規定により認定日本語教育機関が履修させることができる授業は、次のいずれにも該当するものとする。

一 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの

二 同時かつ双方向に行われるもの

三 認定日本語教育機関において、対面授業に相当する教育効果を有すると認められたもの

2 認定基準第二十五条第四項の規定により認定日本語教育機関が校舎以外の場所で授業を恒常的に履修させる場合には、次に掲げる要件のすべてに適合しなければならない。

一 当該授業を履修させる校舎以外の場所が、認定基準第十四条に規定する教室の要件を満たしていること。

二 連携する他の者との間で、次の事項を定めた協定を締結すること。

イ 日本語教育課程の編成、法第三条第一項の規定による情報の公表、法第八条第一項の規定による点検及び評価その他の日本語教育（法第一条に規定する日本語教育をいう。）の実施に関する連携に関する事項

ロ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項

ハ 使用する施設及び設備に関する事項

ニ その他認定日本語教育機関の設置者及び連携する他の者が必要と認める事項

三 授業を認定基準第二十五条第二項に規定する方法により履修させる場合には、当該授業を履修させる校舎以外の場所に補助者を配置し、かつ、視聴覚機器その他の設備を備えること。

## 附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年文部科学省告示第四十二号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。



# 認定日本語教育機関 **留学**

Nationally Accredited Japanese language educational institutions for Study in Japan

## 注

- 1 表示の中の「認定日本語教育機関」及びそれに隣接する「留学」並びに「Nationally Accredited Japanese language educational institutions for Study in Japan」の文字は、配置及び大きさを変更し、又は削除することができるものとする。
- 2 色彩は「認定日本語教育機関」及び「Nationally Accredited Japanese language educational institutions」の文字の色は黒色とし、稲穂に相当する部分の色は黄金色とし、その他の部分の色はえん脂色とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める色としてもよい。
  - 一 黄金色及びえん脂色とすることが不適当な場合（次号に掲げる場合を除く。） 黒色
  - 二 黒色、黄金色及びえん脂色とすることが不適当な場合 白色



# 認定日本語教育機関 **就労**

Nationally Accredited Japanese language educational institutions for Workplace

注

- 1 表示の中の「認定日本語教育機関」及びそれに隣接する「就労」並びに「Nationally Accredited Japanese language educational institutions for Workplace」の文字は、配置及び大きさを変更し、又は削除することができるものとする。
- 2 色彩は「認定日本語教育機関」及び「Nationally Accredited Japanese language educational institutions」の文字の色は黒色とし、稲穂に相当する部分の色は黄金色とし、その他の部分の色は深緑色とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める色としてもよい。
  - 一 黄金色及び深緑色とすることが不適当な場合（次号に掲げる場合を除く。） 黒色
  - 二 黒色、黄金色及び深緑色とすることが不適当な場合 白色



# 認定日本語教育機関 **生活**

Nationally Accredited Japanese language educational institutions for Daily life

注

- 1 表示の中の「認定日本語教育機関」及びそれに隣接する「生活」並びに「Nationally Accredited Japanese language educational institutions for Daily life」の文字は、配置及び大きさを変更し、又は削除することができるものとする。
- 2 色彩は「認定日本語教育機関」及び「Nationally Accredited Japanese language educational institutions」の文字の色は黒色とし、稲穂に相当する部分の色は黄金色とし、その他の部分の色は紺青色とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める色としてもよい。
  - 一 黄金色及び紺青色とすることが不適当な場合（次号に掲げる場合を除く。） 黒色
  - 二 黒色、黄金色及び紺青色とすることが不適当な場合 白色